

松山空港将来ビジョン検討会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、松山空港将来ビジョン検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、松山空港利用者数の将来目標、これに対応した国際線旅客ターミナルビル等の施設計画等について検討を行い、「松山空港将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）」を策定するために設置する。

(構成員)

第3条 検討会の構成員は、別表のとおりとする。

(組 織)

第4条 検討会の会長は、愛媛県企画振興部長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、検討会を代表し、その会務を総理する。

(会 議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員が検討会に出席できない場合は、あらかじめ届け出た者が代理出席することができる。

3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の業務を処理するため、検討会に事務局を置く。

2 事務局は、愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課に置く。

(要綱の変更)

第7条 この要綱を変更する場合は、検討会の承認を得なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は検討会で決定する。

附 則

この要綱は、令和2年1月24日から施行する。

別表（第3条関係）

松山空港将来ビジョン検討会 委員名簿

区 分	団 体 名	職 名
C I Q関係 (5名)	神戸税関松山税関支署	支署長
	高松出入国在留管理局松山出張所	所 長
	広島検疫所松山出張所	所 長
	動物検疫所神戸支所四国出張所	所 長
	神戸植物防疫所坂出支所松山出張所	所 長
空港関係 (6名)	松山空港ビル株式会社	専務取締役
	全日本空輸株式会社 松山空港所	所 長
	日本航空株式会社 松山空港所	所 長
	中国東方航空 松山支店	支店長
	チェジュ航空 松山支店	支店長
	エバー航空 関西空港支店	支店長
二次交通関係 (2名)	一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事
	一般社団法人愛媛県個人タクシー協同組合	理事長
経済関係 (2名)	愛媛県商工会議所連合会	専務理事
	一般社団法人愛媛県観光物産協会	専務理事
自治体関係 (3名)	松山市都市整備部	部 長
	愛媛県企画振興部	部 長
	愛媛県経済労働部	観光交流局長

計 18 名

区 分	団 体 名	職 名
オブザーバー (2名)	大阪航空局松山空港事務所	空港長
	四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所	所 長